

報告第26号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年9月3日提出

芽室町長 手島 旭

専決処分書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 640円

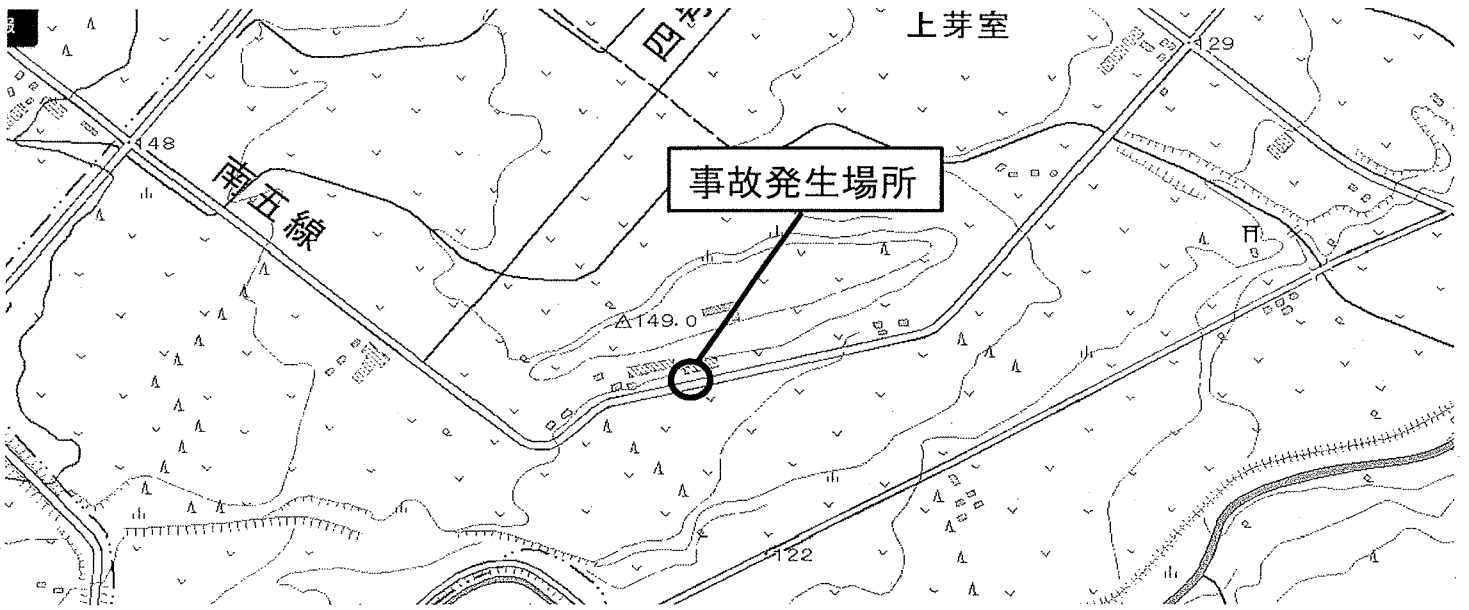
2 損害賠償の相手方

平成30年8月1日 専決処分

説明

平成30年7月12日午後4時30分頃、相手方車両が町道上芽室三号線を東から西へ走行中、芽室町上芽室南5線21番地6地先の道路の陥没により、左前輪のタイヤを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

